

事務連絡  
令和2年2月28日

都道府県  
各 指定都市 放課後児童健全育成事業担当課 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関する  
Q&Aの送付について（放課後児童クラブ関係）

平素より、子ども・子育て支援行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A」が各教育委員会等に周知されました。このうち、特に、放課後児童クラブにも関係する内容は下記のとおりです。

各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）におかれては、内容を十分御了知の上、学校又は教育委員会との連携を図るなど、適切に対応いただきますようお願いいたします。また、管内の市町村（特別区を含む。）へ周知いただきますようお願いいたします。

記

問 臨時休校となった場合、放課後児童クラブの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

- 両親共働きの家庭やひとり親家庭の子供たちを放課後児童クラブ等で受け入れるための人的体制を確保する観点から、学校の教師が、子供たちの支援に関する専門家として、各教育委員会の職務命令等に基づいて放課後児童クラブの業務に携わることは可能です。
- なお、教員については、臨時休業であるからといって業務がなくなるものではないことから、教員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています。

問 放課後児童クラブは開所するとのことだが、放課後子供教室の実施についてどの様に考えているか。

- 放課後子供教室などの地域学校協働活動については、小学校等において臨時休業を行う場合には、当該校における活動もこれに合わせて休止していただくことが基本と考えております。
- 一方、放課後児童クラブについては、厚生労働省から「感染予防に留意した上で、原則

として開所していただくようお願いしたい」との事務連絡が発出されているところであり、地域や学校の実情に応じて、放課後児童クラブと一体的に活動している放課後子供教室については感染防止の措置を講じた上で実施するなど、柔軟な対応をお願いします。

(参考)

- 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（2月28日時点）」（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/content/202002229-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202002229-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)